

東京都排出量取引セミナー＆マッチングフェア2023 「排出量取引概要」



2023年10月
東京都環境局



1.温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度(C&T制度)概要

1.(1) 総量削減義務

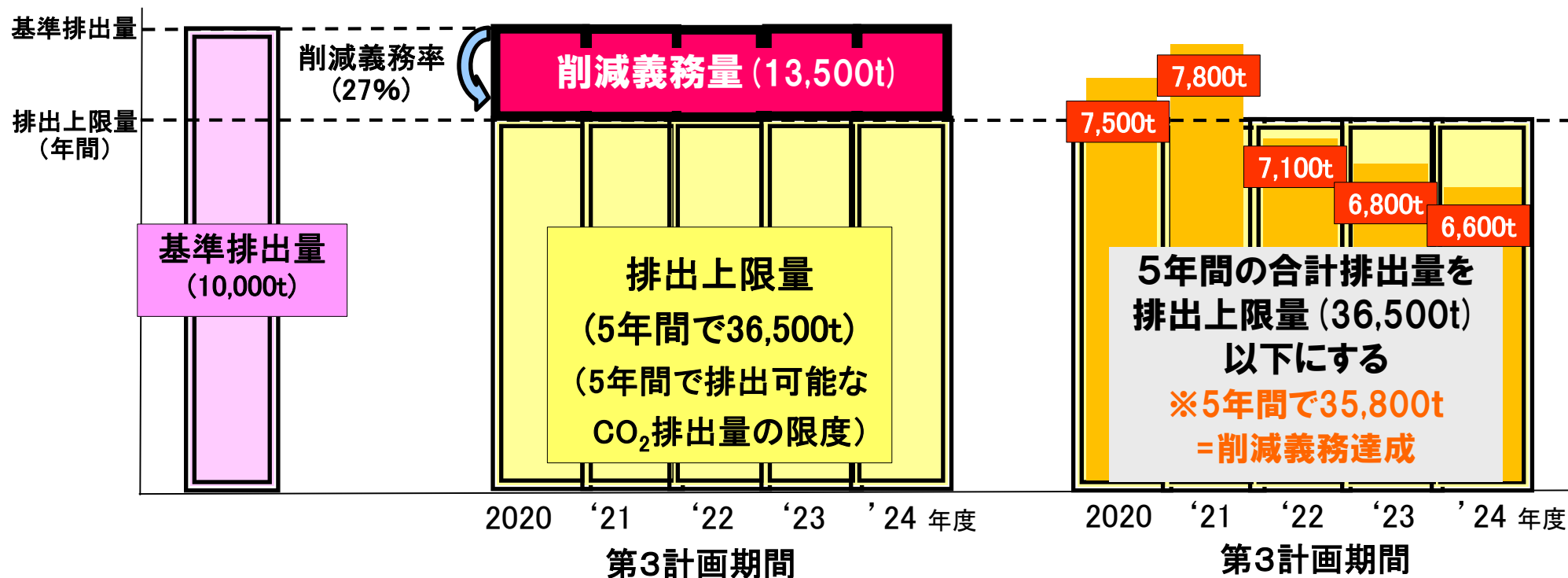
1.(2) 削減義務履行手段としての排出量取引

1.(3) スケジュール

1. (1) 総量削減義務

◎ 削減義務＝削減義務期間(5年間)の合計排出量を、排出上限量以下にする

基準排出量	×	削減義務率	×	削減義務期間	⇒	削減義務量
例： 10,000t	×	27%	×	5年間	=	13,500t
基準排出量	×	削減義務期間	－	削減義務量	⇒	排出上限量
例： 10,000t	×	5年間	－	13,500t	=	36,500t



1. (2) 削減義務履行手段としての排出量取引

排出上限量 以下にする3つの手法

1: 自らで削減

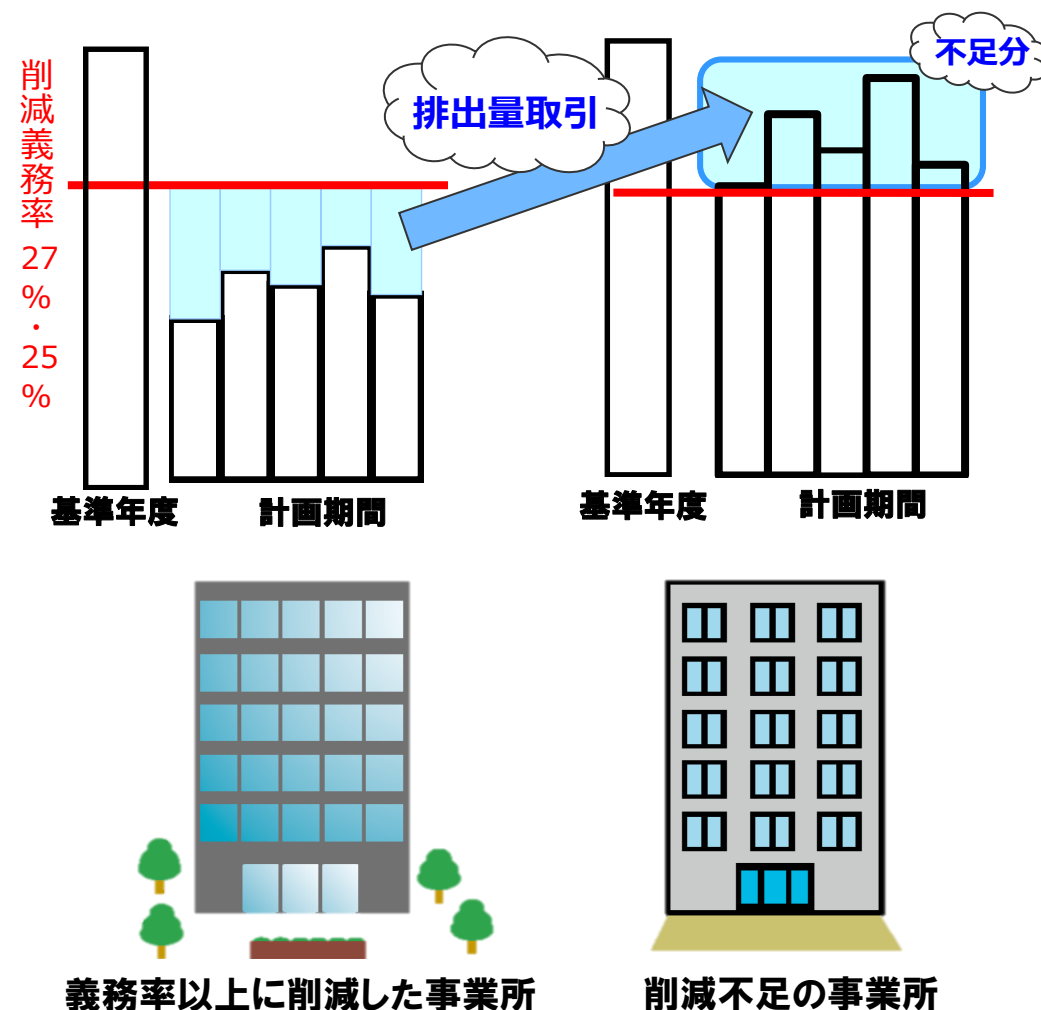
各事業所に適した削減手法を選んで
自ら削減する方法

2: 第二計画期間からのバンキング

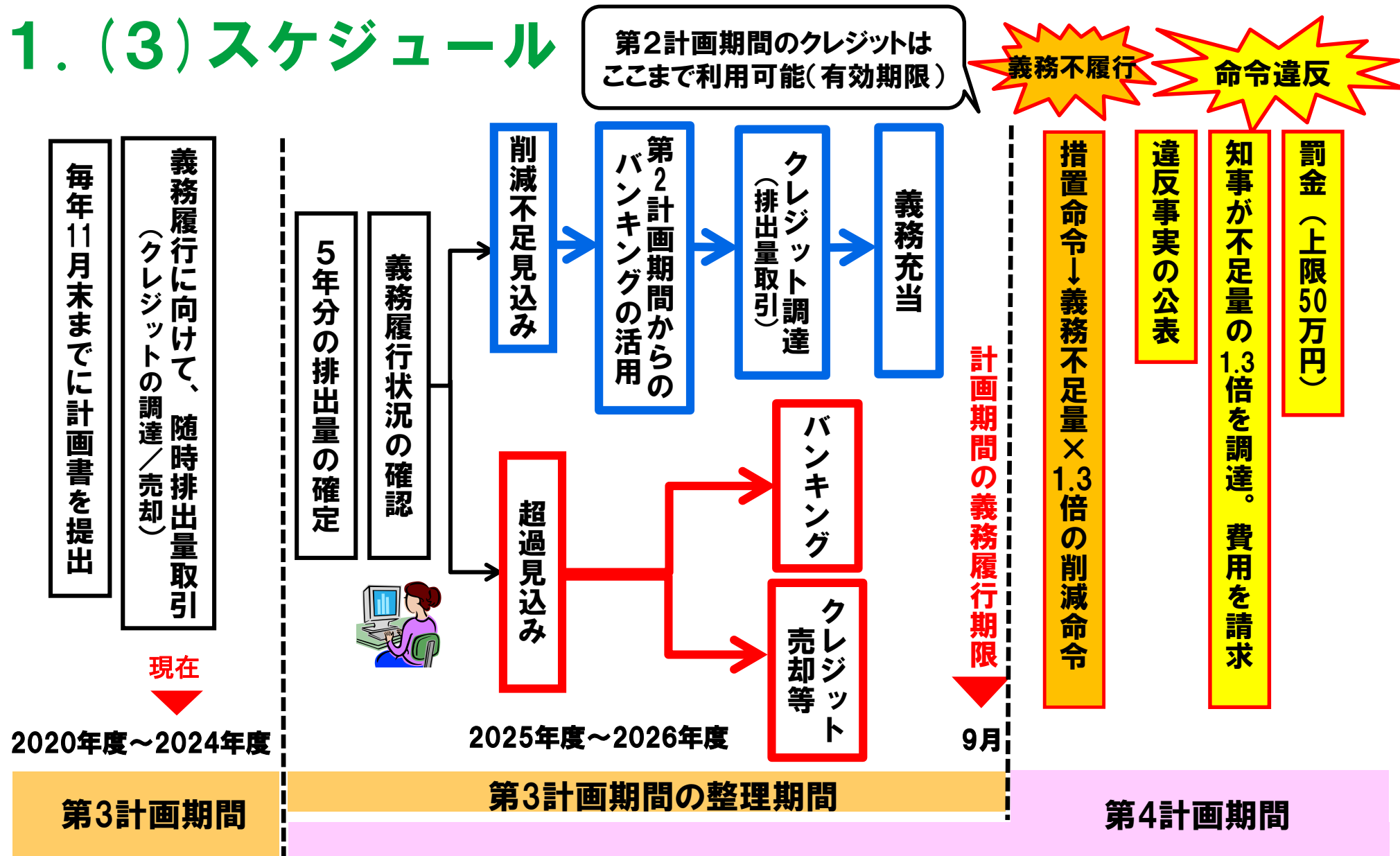
第二計画期間の超過削減量や
クレジットを第三計画期間に利用

3: 排出量取引

削減対策の実施により他所が削減した
削減量等を取引により調達する方法



1. (3) スケジュール





2. クレジットの種類と留意点

2.(1) 排出量取引で利用可能なクレジット

2.(2) 超過削減量

2.(3) 再エネクレジット(その他削減量)

2.(4) 埼玉連携クレジット

2.(5) クレジット利用に関する留意点

2. (1) 排出量取引で利用可能なクレジット

5つのクレジット 都基準によりクレジット化

“クレジット”とは、削減対策の実施等により得られる温室効果ガスの削減量や環境価値のこと

クレジット等の名称		概要
超過削減量		対象事業所が削減義務量を超えて削減した量
オフセットクレジット	都内中小クレジット	都内中小規模事業所における認定基準に基づく対策による削減量
	再エネクレジット	再生可能エネルギーの環境価値 ・その他削減量: グリーンエネルギー証書等の他制度による環境価値 ・環境価値換算量: 都が認定する設備により創出された環境価値
	都外クレジット	都外の大規模事業所の省エネ対策による削減量
	埼玉連携クレジット	埼玉県目標設定型排出量取引制度で認定された超過削減量、中小クレジット

2. (2) 超過削減量

対象事業所が削減義務量を超えて削減した量

売り手

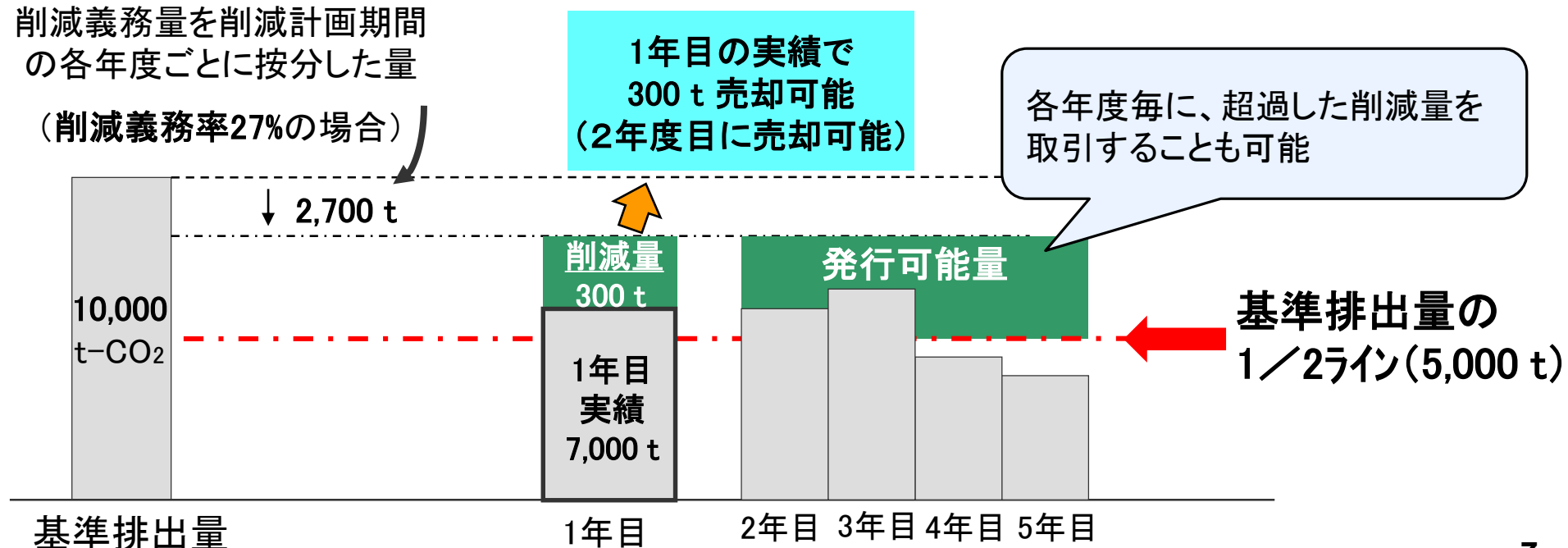
買い手

- 削減義務量を削減計画期間の各年度ごとに按分し、その超過した削減量を計画期間2年度目から移転することも可能
- 削減量の算定は、**基準排出量の1/2を上限**

取引

特に制限なく、必要な量を削減義務に利用できる

(例) 削減義務量を削減計画期間の各年度ごとに按分した量
(削減義務率27%の場合)



2. (2) 超過削減量

対象事業所が削減義務量を超えて削減した量

超過削減量の自動発行

- 削減計画期間の終了後、削減義務量及び総排出量が確定した段階で、
都が各事業所の指定管理口座に自動で発行

※超過削減量の発行申請は不要

※保有クレジットの情報は、総量削減義務と排出量取引システムにおいて確認可能

超過削減量の任意発行

- 削減計画期間の途中でも、振替可能削減量等発行等申請書により、
任意のタイミングで発行することが可能

※ただし、地球温暖化対策計画書の審査中は発行申請不可

バンキング

- 発行した超過削減量は、翌計画期間に持ち越して(バンキング)利用することも可能
- バンキングは期日の到来とともに自動で行われるため、手続きは不要

2. (3) 再エネクレジット（その他削減量）

再エネクレジット（その他削減量）

- グリーン電力証書/グリーン熱証書等を再エネクレジット化したもの

再エネクレジット（その他削減量）の発行

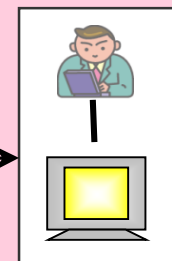
- 「電力量の**認証**申請」「クレジットの**発行**申請」の両方必要

<手続きフロー>

①グリーン電力証書購入

②電力量認証（要申請）

③クレジット発行（要申請）



対象事業者
一般管理口座

申請者の**一般管理口座に直接発行**される

2. (4) 埼玉連携クレジット

売り手(埼玉県事業者)

買い手(東京都事業者)

超過削減量

- 基準排出量が**15万t-CO₂以下**
- 埼玉県制度における**目標の達成が確認**されたもの

県内中小クレジット

- 埼玉県から発行を受けた県内中小クレジット

取引

特に制限なく、必要な量を削減義務に利用できる

埼玉県と東京都の両方に申請

- 埼玉県へのクレジット減少申請、東京都へのクレジット増加申請が必要
※東京都と埼玉県にそれぞれ一般管理口座が必要、東京都と埼玉県の口座名義人は同一

埼玉県事業者

クレジット等の移転申請提出
(減少記録の申請)
※減少記録証明書の受領

東京都事業者

クレジット等の取得申請提出
(増加記録の申請)
※振替可能削減量等発行等申請書提出

2. (5) クレジット利用に関する留意点

クレジットが口座に発行されていない場合

- 都に「振替可能削減量等発行等申請書」を提出
- クレジット保有量は、C&Tシステムの＜残高照会＞で確認

＜残高照会画面＞

項番	クレジットシリアル番号 (FROM - TO)	クレジットの種類 (再エネクレジット種類)	指定番号／クレジット 創出事業番号	クレジット量 (t-CO ₂)	削減年度	利用可能な 削減計画期間
1	130-1001～ 130-1100	超過削減量	〇〇〇〇	100	2019	第二、第三
2	130-1101～ 130-1300	都内中小クレジット	△△△△	200	2019	第二、第三
3	130-1301～ 130-1600	再エネクレジット(環境価値換算量) (風力)	◇◇◇◇	300	2021	第三、第四

利用する計画期間とクレジットの有効期間を確認

- クレジット有効期間は、C&Tシステムの＜残高照会＞で確認

クレジットの種類による利用制限を考慮

- 都外クレジット: 削減義務量の $\frac{1}{3}$ を上限として義務充当に使用可能
- 埼玉県 of 超過削減量: 基準排出量15万t-CO₂以下
埼玉県制度の目標達成が確認されたもの



3. 取引の流れ

- 3. (1) 排出量取引の検討
- 3. (2) 排出量取引をするための4つのステップ
- 3. (3) ステップ1:削減量の確認(指定管理口座)
- 3. (4) ステップ2:取引用口座(一般管理口座)の開設等
- 3. (5) ステップ3:取引先の見つけ方
- 3. (6) ステップ4:削減量等の振替

3. (1) 排出量取引の検討

- 事業所の排出量を把握したうえで対応を検討
- 早い段階から、取引の必要性を判断
→ 必要な場合、クレジット取得のための手続きを開始

<仕組み>

- 都の排出量取引は**相対取引**
- 取引価格は、取引する**当事者同士**の交渉・合意により決定



3. (2) 排出量取引をするための4つのステップ

1. 削減量等の確認(指定管理口座):

義務履行のために削減量等のクレジットを購入等する必要があるか、
超過削減量の発行が見込めるのか等をC&Tシステムで確認

2. 取引用口座(一般管理口座)の開設等:

排出量取引をする場合、 ①一般管理口座の開設(要申請)、
②指定管理口座との関連付け(要申請)が必要

3. 取引先の確保:

クレジットの購入先又は販売先を決定

【取引先の見つけ方】

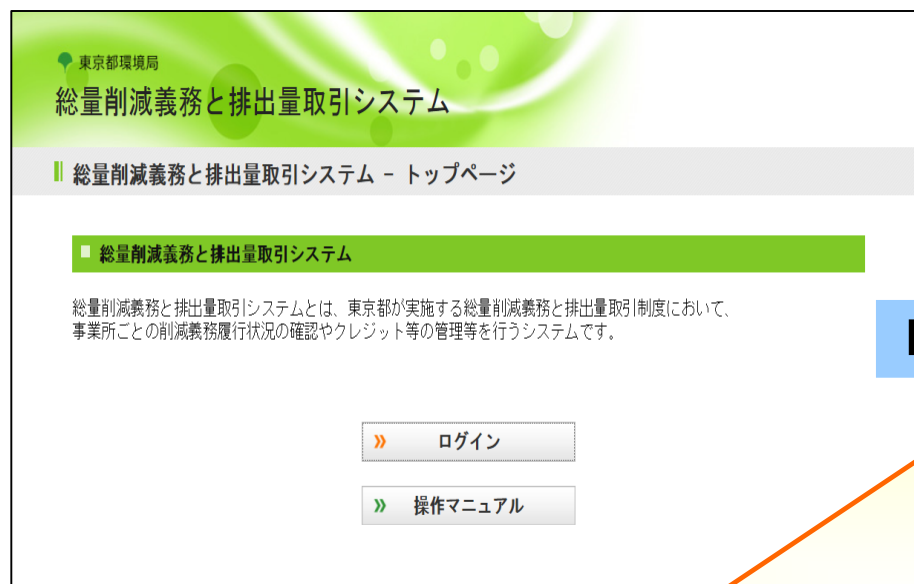
C&Tシステムの見積登録受付情報への登録・活用、仲介事業者に依頼等

4. 削減量等の振替(移転・取得):

取引するクレジットの振替(移転・取得)を申請により実施

3. (3) ステップ1：削減量等の確認（指定管理口座）

- 指定管理口座の口座名義人用ユーザIDを用いてC&Tシステムにログイン
- 削減義務が達成できそうか確認したい⇒**義務履行状況照会**で確認



ログイン



指定管理口座開設時に送付される通知書に記載された
口座簿利用者番号（ユーザーID）でログインしてください

3. (3) ステップ1：削減量の確認（指定管理口座）

【削減量が超過する場合】

「超過削減量の発行可能量」が①に表示

【削減量が不足する場合】

「不足する削減量」が②に表示

【バンキング量を確認】

現在「保有するクレジット量」が③に表示
一般管理口座がある場合は、保有するクレジット量を確認

【排出量取引をする必要があるかを確認】



排出量取引が必要

義務履行状況

削減義務率以外の数値の単位はt-CO₂

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	整理期間	削減義務期間合計
基準排出量	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000		50,000
事業所区分	I-2	I-2	I-2	I-2	I-2		
トップレベルの判定							
医療施設緩和措置							
削減義務率	25%	25%	25%	25%	25%		
特定温室効果ガス排出量	8,000	8,000					16,000
排出削減量	2,000	2,000					4,000
その他ガス削減量の義務充当量							
振替可能削減量の義務充当量							
超過削減量の発行量							
取引を加味した排出削減量	2,000	2,000	0	0	0		4,000
超過削減量発行可能量							

残りの削減義務期間における排出上限量	21,500	t-CO ₂
前年度排出量を維持したときの残りの削減義務期間における排出量	32,000	t-CO ₂
前年度排出量を維持したときに削減義務量に不足する削減量	2,500	t-CO ₂
前年度排出量を維持したときに移転又は次の削減計画期間における義務充当（バンキング）が可能な削減量	0	t-CO ₂

クレジット保有状況

第1期クレジット		t-CO ₂
第2期クレジット	1,000	t-CO ₂
第3期クレジット		t-CO ₂

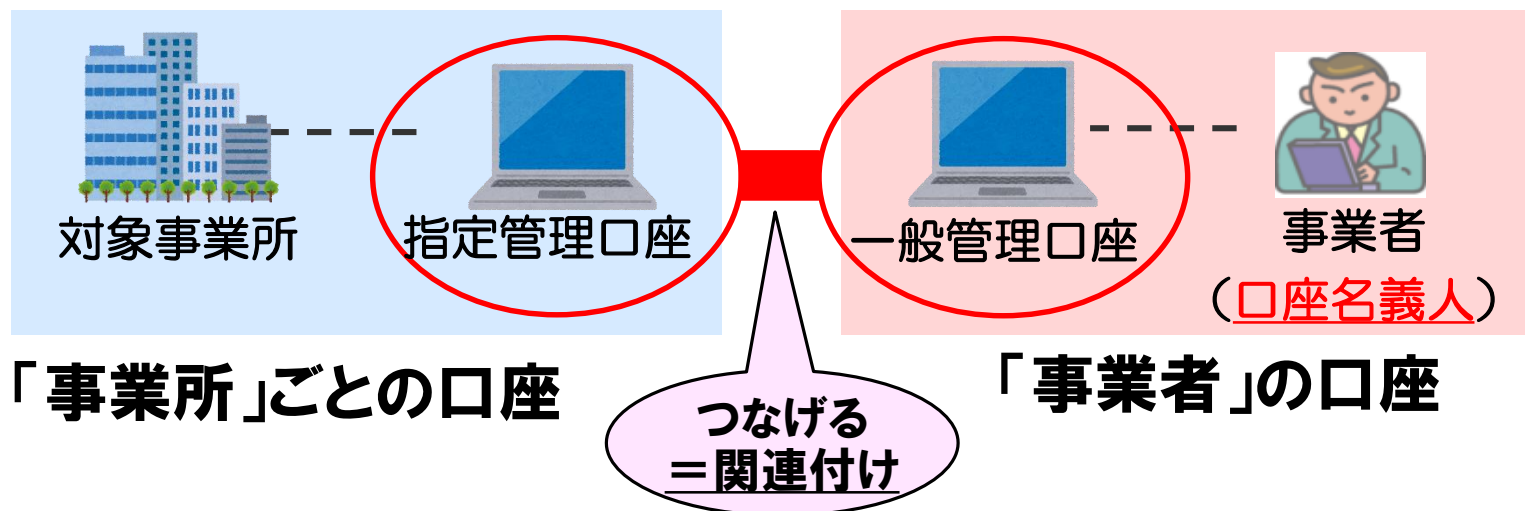
「超過削減量発行可能量」の欄には、各計画期間のその年度までの累計値が表示されます

3. (3) ステップ2：一般管理口座の開設等

- ◆ 一般管理口座とは・・・事業者からの申請に基づき開設される
他事業者との取引(クレジットの移転・取得)をするための口座

◆ 排出量取引(以下のこと)を行うには、**開設が必須**

- ☑クレジットの売却・購入(排出量取引時)
- ☑事業所の超過削減量を、自社が所有する他の不足事業所の義務履行に使用
- ☑オフセットクレジットの発行



3. (3) ステップ2：一般管理口座の開設等（提出物）

◆ 提出物のイメージ

① 申請書（押印原本）

東京都知事 殿

別紙「申請者」記載の者の代理人
住所 東京都千代田区〇〇町
目1番1号
氏名 株式会社〇〇〇
代表取締役社長 〇〇〇〇
(法人にあっては名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地)

一般管理口座開設申請書

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の21第3項の規定により一般管理口座の開設を次のとおり申請します。

口座を開設できる者の種類	1. 指定地球温暖化対策事業者（法人）
口座の開設要件に開する事項	指定番号 0021
公表を希望する事項	5. 法人
開設を希望する口座の数	合計 2 口座
関連付けを希望する指定管理口座に係る情報	別紙「関連付けを希望する指定管理口座に係る情報一覧」のとおり
指 定 管 理 号	合計 3 口座
事業所の名称	同上
事業所の所在地	同上
指 定 番 号	同上
開設し、一般管理関係する指定管理関係	1 申請者は、指定管理口座の口座名義人である。 ② 申請者は、指定管理口座の口座管理者である。
添 付 書 類	別添のとおり
振替可能削減量の連絡	会社名 株式会社東京〇〇 郵便番号 163-〇〇〇〇 住所 東京都新宿区〇〇町一丁目1番1号 所属名 財務部 担当者名 新宿 太郎 電話番号 03-〇〇〇〇-△△△△ FAX番号 03-△△△△-〇〇〇〇 メールアドレス Jiro_Shinjuku@△△△△.co.jp 備考
※受付欄	

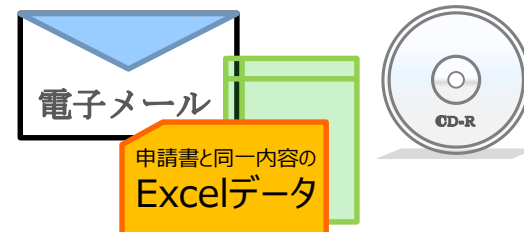
② 申請書添付書類（必要な場合）

令和5年10月17日

関連付けを希望する指定管理口座に係る情報一覧

開設を希望する一般管理口座の数	2
一般管理口座の仮番号	1
口 座 番 号	130-100-0021-0 ※
事業所の名称	新宿〇〇ビル
事業所の所在地	新宿区 西新宿二丁目8番1号
指 定 番 号	0021
一般管理口座の仮番号	1
口 座 番 号	130-100-9999-0 ※
事業所の名称	△△新宿事業所
事業所の所在地	新宿区 〇〇町一丁目1番1号
指 定 番 号	9999
一般管理口座の仮番号	2
口 座 番 号	130-100-8888-0 ※
事業所の名称	△△新宿ビル
事業所の所在地	新宿区 〇〇町二丁目2番2号
指 定 番 号	8888

③ 申請書等の電子データ （電子メールに添付（2MBまで） /CD-R）※USBは不可



④ 印鑑証明書

印 鑑 証 明 書

印

名 称 株式会社東京〇〇
主たる事業所 東京都千代田区〇〇町一丁目1番1号
代表取締役 東京太郎
昭和〇年△月〇日 生

これは提出されている印鑑の写しに相違ないことを証明する。

3. (3) ステップ3：取引先の見つけ方①

◆電子システムの「見積受付登録事業者照会」を利用する方法

※一般管理口座を開設している場合に限る

登録

照会

東京環境局
総量削減義務と排出量取引システム

新規ログイン時刻: 〇〇:〇〇:〇〇

〇〇メニュー 〇〇ヘルプ 〇〇ログアウト

見積受付情報登録・変更

以下の入力フォームに登録又は変更の情報を入力してください。
「変更」ボタンを押すと、変更の情報を入力することができます。
入力後に「確定」ボタンを押してください。

選択	取引先 種別	見積受付事業者 としての登録	取引クレジットの種類	連絡先	備考(最大1,000文字) ※クレジット販売・仲介業 績等の概要を自由に入力 してください。	最終更新日
●	購入	希望しない				
○	販売	希望しない				

〇〇変更 〇〇確定 〇〇戻る

購入希望・販売希望
情報の登録が可能

- ・クレジットの種類
- ・連絡先
- ・備考(価格やトン数など)

見積受付登録事業者照会検索結果

検索結果
27件の見積受付登録事業者が検索されました。

見積受付登録事業者名	所在地(住所)	取引 種別	取引クレジットの種類	連絡先	備考	最終更新日
代表者名	所在地	購入	超過削減量 都内中小クレジット	連絡先	備考	2023/04/26
代表者名	所在地	購入	超過削減量 都内中小クレジット(環境係 連携数量) 再エネクレジット(その他 削減量) 都外クレジット 埼玉連携クレジット	連絡先	備考	2023/04/26
代表者名	所在地	購入	再エネクレジット(環境係 連携数量) 再エネクレジット(その他 削減量)	連絡先	備考	2023/04/26

検索が可能

- ・購入事業者
- ・販売事業者
- ・クレジットの種類

※クレジットを買いいたい方、売りたい方ともに登録可能

3. (3) ステップ3：取引先の見つけ方②

◆ 民間のクレジット仲介事業者を利用

東京都環境局HP
「排出量取引」

🏠 トップページ > 地球環境・エネルギー > 大規模事業所における対策 > 排出量取引

排出量取引

ページ番号：855-263-574

- ・「2019年度排出量取引説明会（新規担当者向け）を開催します！」**new**
- ・「第2回東京都排出量取引セミナー&マッチングフェア2018」を開催しました。詳細は、[こちら](#)
- ・「平成30年度排出量取引説明会（新規担当者向け）」を開催しました。詳細は[こちら](#)
- ・排出量取引の運用に関する専門家委員会について
- ・都供給クレジットの販売
- ・排出量取引に関する御案内の送付について
- ・排出量取引入門パンフレット、制度動画
- ・排出量取引に関する説明資料
- ・義務履行に関する手続き
- ・排出量取引運用ガイドライン
- ・排出量取引の会計・税務処理
- ・排出量取引に関する調査結果（取引価格の査定結果等）
- ・**クレジット販売・仲介事業者**

大規模事業所における対策

- > クレジットの無効化
- > 「東京ゼロカーボン4デイズin 2020」の実現と「東京2020大会カーボンオフセット」へのご協力に向けたお願い
- > 制度概要

排出量取引

- > 排出量取引の運用に関する

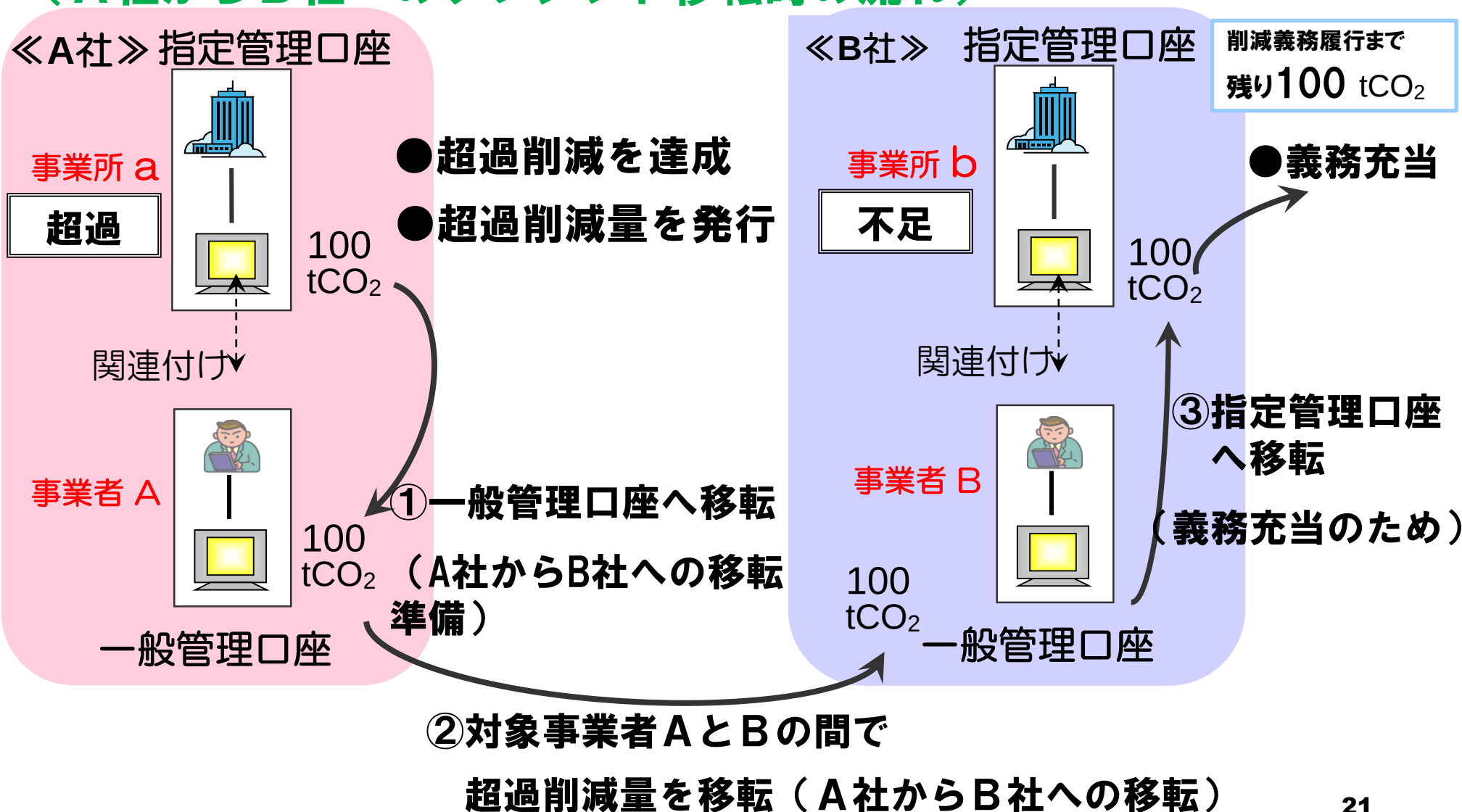
「・クレジット販売・仲介事業者」
に掲載されています

掲載URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/trade/



3. (3) ステップ4：削減量等の振替 (A社からB社へのクレジット移転時の流れ)



3. (3) ステップ4：削減量等の振替（クレジット移転時の申請書）

令和 年 月 日	
東京都知事 殿	
住所	
氏名	
法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	
振替可能削減量振替申請書	
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第5条の22第2項又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則第4条の21の10の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。	
減少の記録がされる座情報	☐ 座番号 ☐ 座に紐づく指定地球温暖化対策事業所の情報（指定管理口座に紐づく） 事業所の名称 事業所の所在地 指定番号
増加の記録がされる座情報	☐ 座番号 ☐ 座名義人の氏名又は名称 ☐ 座に紐づく指定地球温暖化対策事業所の情報（指定管理口座に紐づく） 事業所の名称 事業所の所在地 指定番号
振替の原因となった事由	
振替可能削減に係る情報	種類 振替の数量 識別番号 単位当たりの取引金額 円/t（二酸化炭素換算）
添付書類	別添のとおりに
振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先	会社名 住所 所属名 担当者名 電話番号 FAX番号 メールアドレス 備考
※受付欄	

<申請者>

クレジットの 移転(振替)元となる口座 の口座名義人

<手続き>

都に「振替可能削減量振替申請書」を提出

※申請書の記入方法等、相談窓口まで御相談・御連絡ください。

掲載URL

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents/index.html



3. (3) ステップ4：削減量等の振替 (A社からB社へのクレジット移転時の申請書提出順)

- クレジットが移転元の口座にあることを確認後、以下の順番で移転ごとに振替可能削減量振替申請書を提出

※ A社の手続き: ①及び②

※ B社の手続き: ③ (B社の手続きは、A社手続き完了後)

①A社からB社への移転準備

振替可能削減量
振替申請書

移転元

A社事業所
指定管理口座

移転先

A社
一般管理口座

②A社からB社への移転

振替可能削減量
振替申請書

移転元

A社
一般管理口座

移転先

B社
一般管理口座

③B社の義務充当

振替可能削減量
振替申請書

移転元

B社
一般管理口座

移転先

B社事業所
指定管理口座

※指定管理口座からの
義務充当は申請不要

3. (3) ステップ4：削減量等の振替

(A社からB社へのクレジット移転時のシステム操作等)

- 一般管理口座間の移転には**移転実行の操作(システム)**が必要

①A社からB社への移転準備

移転元

A社事業所
指定管理口座

移転先

A社
一般管理口座

✉メール

A社一般管理口座に連絡

移転完了のお知らせ確認

システムで移転結果確認

②A社からB社への移転

移転元

A社
一般管理口座

移転先

B社
一般管理口座

✉メール

A社一般管理口座に連絡

移転実行待ちのお知らせ確認

システムで移転実行操作
及び移転結果確認

③B社の義務充当

移転元

B社
一般管理口座

移転先

B社事業所
指定管理口座

■システム

新着情報に表示

システムの通知確認

システムで移転結果確認

3. (3) ステップ4：削減量等の振替（申請時の流れ）

◆ 基本的な提出の流れ

申請書を作成

（相談窓口で**事前確認**も可能です！）

代表者印を押印後提出

・提出方法 申請書類は相談窓口宛に **郵送** 若しくは **持参**
電子データをメール（CD-Rも可）にて送付

都で審査

・申請内容を審査後、排出量取引システムに登録
（申請内容により、2週間から1か月程度で審査完了）

ぜひ御活用ください！

- ・代表者印を押す前に間違いのない書類を作成できます。
- ・書類提出後の修正が少なくなるため、都での審査がスムーズに進みます。

相談窓口にお気軽にご相談ください！！

「総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口」では、
排出量取引に関する相談をお受けしています。

<総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口>

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

東京都庁第二本庁舎 20 階南側

TEL : 03-5388-3438

Email : torihiki@ml.metro.tokyo.jp (取引制度・クレジットの無効化に関するご質問)
ondanka31@ml.metro.tokyo.jp (制度全般に関係するご質問)